

国産農畜産物供給力強靱化対策
実施要領の制定について

2 生産第290号

2 政統第301号

令和2年4月30日

農林水産省生産局長

農林水産省政策統括官通知

この度、国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領を別紙のとおり
定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

国産農畜産物供給力強靱化対策

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、中国等からの輸入量減少に伴い安定的な輸入への不安と国産ニーズの増大や外食から家庭食へのシフトといった新たな需要が顕在化したところである。こうした状況を踏まえ、国産農畜産物の安定的な供給を確保するための体制整備や新たな需要に対応した体制整備が急務となっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後は国内外での反転攻勢をかける必要がある。

このため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1のただし書による緊急対策として、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援するため国産農畜産物供給力強靱化対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第2 対策の内容

本対策は、以下に掲げる共同利用施設の整備及び改修（以下、「整備等」という。）を支援するものとする。

1 対象とする共同利用施設

支援対象とする共同利用施設は以下の（1）から（12）までに掲げるものとし、その補助対象基準は、要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の5及びⅡ-2の第2の5の規定を準用するものとする。

ただし、2の（1）の生産局長等が別途定める品目については、（1）から（12）までに掲げる施設のほか、生産局長等が別途定める施設の整備等を支援対象とする。

- （1）育苗施設
- （2）乾燥調製施設
- （3）穀類乾燥調製貯蔵施設
- （4）農産物処理加工施設
- （5）集出荷貯蔵施設
- （6）産地管理施設
- （7）用土等供給施設
- （8）農作物被害防止施設
- （9）生産技術高度化施設
- （10）種子種苗生産関連施設
- （11）畜産物処理加工施設
- （12）乳業関連施設（要綱別記1のⅡのⅡ-2の第1の6（1）及び（2）の施設をいう。ただし、乳業の再編合理化（工場廃棄等）の有無を問わないものとする。以下同じ。）

2 対象とする取組

支援対象とする取組は、以下の（1）及び（2）とする。なお、（2）を支援する場合には、当該共同利用施設の整備等に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

- （1）加工・業務用の野菜及び果樹、花き、茶（緑茶用）、麦（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ）、大豆、畜産物（生乳に限る。）並びに生産局長等（農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官をいう。以下同じ。）が別途定める品目（都道府県知事が要綱第4の2の

提出を行う際に、併せて理由書を付して地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議が整ったものをいう。以下同じ。）の継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備等。

- (2) 共同利用施設の整備等に伴う、既存施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄（以下「解体等」という。）

第3 事業の実施基準

別紙のとおりとする。

第4 対象地域

- 1 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。
ただし、第2の1の(9)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設並びに(11)及び(12)に係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内のものに限ることとする(ただし、要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。)

第5 附帯事務費

要綱別記1のⅠの第3の規定を準用するものとする。

第6 取組ごとの実施方針及び留意事項

要綱別記1のⅠの第5の1から14まで、16及び17を準用するものとする。

第7 成果目標の基準

要綱第3の2の(1)の成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

- 1 共通目標
新型コロナウイルス感染症発生前(平成29年から平成31年までの平均値とする。ただし、災害等の異常年は除くことができる。)に比べて農畜産物の供給量を増加させること。
- 2 個別目標
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(平成31年4月1日付け30食産第5394号、30生産第2219号、30政統第2192号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準」という。)の別表1-1-①及び別表1-1-②において定めるものを準用することとし、整備する施設等の内容に応じて達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を1つ設定する。
ただし、乳業関連施設の整備にあっては、乳業の再編合理化の有無にかかわらず別表1-1-②の目標を選択できるものとする。

第8 目標年度

要綱第3の2の(2)の成果目標の目標年度は、本対策においては事業実施年度の翌々年度とする。

第9 費用対効果分析

事業実施主体は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について（平成31年4月1日付け30食産第5396号、30生産第2221号、30政統第2195号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）による費用対効果分析を実施し、投資効率等を充分検討するものとする。

第10 交付金の配分基準

予算の範囲内で、第7の2で設定した個別目標に係るポイントに以下の1から3までに掲げるところにより加算したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に、要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

- 1 「グローバル産地計画」（GFPグローバル産地計画の承認規定（平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）により策定し、農林水産省食料産業局長が承認した計画をいう。）において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイントを加算できるものとする。
- 2 事業対象品目に係る計画供給量の過半について、産地と実需者との間で事業実施から3年以上の間を契約期間とする基本契約（書面で、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結している計画に3ポイントを加算できるものとする。
- 3 事業対象品目又はその加工品について、施設整備後3か月以内に国内供給及び輸出を開始する計画に3ポイントを加算できるものとする。

第11 その他

- 1 本対策においては、都道府県知事は、要綱第4の2及び3の協議に当たり、「別紙様式1号」に代えて、本要領の「別紙様式1号」を提出するものとする。
- 2 本対策においては、都道府県知事は、要綱第7の3及び第8の3の報告に当たり、「別紙様式5号」に代えて、本要領の「別紙様式2号」を提出するものとする。
- 3 本対策の実施に当たっては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知（以下「事務取扱」という。))を適用するものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要し、事業実施主体は、成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

事業の実施基準等

1 実施基準

- (1) 共同利用施設整備等の実施基準は、要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の1の(1)から(15)（ただし、(7)にあつては、新品、新築又は新設を原則としない。）まで、(17)、(20)、(23)から(28)まで、(30)及び(34)の規定を準用するものとする。
- (2) 共同利用施設の整備において、再編合理化を行う場合は、要綱別記1のⅡのⅡ-2の規定を準用するものとする。ただし、交付率及び事業の実施基準、採択要件並びに上限事業費等、本要領に定めのあるものについては、同規定を準用しない。
- (3) 事業実施主体において、新型コロナウイルス感染症予防対策や施設整備等の消毒に関する作業マニュアル等を施設の稼働までに作成するものとする。なお、予防対策等の内容は、「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」を参照するものとする。
- (4) 事業対象品目又はその加工品について、国内で需要先を確保できないと認められた場合、それから6か月以内に輸出を開始させるものとする。ただし、物流の停滞等、事業者の責によらない事情により輸出が行えない場合等にあつては、この限りではない。
- (5) 3の(5)に規定する海外展開に向けた計画の進捗状況について、事業実施状況報告書により都道府県知事に報告し、都道府県知事はその内容を点検をした上で地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業者の組織する団体（代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (5) 土地改良区
- (6) 要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の2の(2)の消費者団体及び(3)の市場関係者（野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。）
- (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (8) 食品事業者（大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限るものとする。）
- (9) 要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の2の(5)の中間事業者（乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。）
- (10) 要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の2の(6)の流通業者（集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。）
- (11) 乳業再編協議会（乳業関連施設の整備に限るものとする。）は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ア 都道府県、農業関係機関、生産者団体、本事業に参加する乳業者、流通業者等により構成されていること。なお、都道府県、生産者団体及び本事業に参加する乳業者は必須の構成員とする。
 - イ 事務手続を適正かつ効果的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務・会計

の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(12) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体

(13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体

(14) 要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の2の(8)のコンソーシアム

(15) 民間事業者（次のア及びイの要件を満たすものに限る。）

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業であること（ただし、農畜産物の輸出に向けた体制整備に当たっては適用しない。）。

イ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

3 採択要件等

(1) 受益農業従事者が5名以上であること。

(2) 第7に定める成果目標を満たしていること。

(3) 要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(6)に定める面積要件等は適用しない。

(4) 事業を実施する場合にあっては、当該施設の整備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。

(5) 事業対象品目について、産地と実需者が一体となって3年以上の継続的・安定的に利用する計画及び海外展開に向けた計画を策定していること。

4 交付率

(1) 交付率は1/2以内とする。

(2) 上限要望額は20億円とする。

(3) 下限事業費は設けないこととする。

5 上限事業費

次に掲げる施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事業の内容		上限事業費
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	麦にあっては計画処理量1トンにつき490千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき4,940千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,679千円
集出荷貯蔵施設（りんご）		計画処理量1トンにつき421千円

	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量 1 トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 (なし)	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき300千円
集出荷貯蔵施設 (かんきつ)	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量 1 トンにつき189千円 計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設 (野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき270千円 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理数量 1 トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス (軒高が3.5m以上のものを除く。)	40千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,150千円/ha
	菌類栽培施設(マッシュルームを除く。)	生産量 1 トンにつき3,200千円
	菌床製造施設(マッシュルームを除く。)	生産量 1 万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設 (土地利用型作物)		計画処理量 1 トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設 (野菜)	温室 (軒高が3.5m以上のものを除く。)	35千円/m ²

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

3 中山間地域等において事業を実施する場合にあつての上限事業費は、上記の1.3倍(小数点第1位を四捨五入)とする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(ウ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

- (カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- (キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域
- (ク) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (ケ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (コ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (サ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- (シ) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）

都道府県事業実施計画

1 国産農畜産物供給力強化対策
（1）総括表

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	メニュー	対象作物・畜種等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了年月日	ポイント						備考	
								交付金	都道府県費 市町村費	その他		個別目標			加算				ポイント 合計
												類別	成果 目標 ポイント	現況値 ポイント (※)	GFP	基本契約	輸出		
					合計														

- (注) 1 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 2 「対象作物・畜種等名」の欄については、対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合、作物名の後に種子と記入すること）。
 3 「事業内容」の欄については、本要領第2の共同利用施設等の整備の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。

(2) 個別表

(都道府県名： ○○年度)

番号	市町村名	事業実施主体名	I 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント					メニュー (対象となる作物(品種を含む)・畜種等も記入すること。)	II 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント					加算ポイント							
			共通目標の内容						現況値の内容	類別	個別目標の内容					ポイント					
			現況値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				現況値の内容	現況値の内容	ポイント			加算ポイントの設定理由	ポイント				
													目標	現況	合計		GFP	基本契約	輸出		
			(○○年)	(○○年)		・輸入の減少・不安定化や国内外における家庭食へのシフトに伴う新たな需要への速やかな対応が必要な品目、安定的な輸入へ不安のある品目について考え方を記載。			(○○年)	(○○年)				(設定基準・項目)				1 GFP確認の有無			
						(事業実施主体の現況)								(事業実施主体の現況)				2 基本契約確認の有無			
																		3 輸出計画確認の有無			

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①に定める類別番号を記入すること。
 3 I 共通目標の内容にあつては、本要領第7の1に基づいて設定すること。
 4 II 個別目標の内容の「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「現況値」については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現況値とすることができる。
 5 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 6 「事後評価の検証方法」の欄は、現況値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。
 7 「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
 8 「加算ポイントの設定理由」の欄は、加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。

2 事業費の内訳

(目) 農業・食品産業強化対策整備交付金

(単位：円)

事業費			附帯事務費		総計	
件数	事業費	交付金	都道府県附帯事務費		交付金	交付金

3 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金

(都道府県名： ○○年度)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

